

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5ハウス上野の山206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/

育児休業の意思確認・義務化されます

2021年6月9日、男性が育児休業を取りやすくすることなどをめざした改正育児・介護休業法が公布されました。

2022年4月から企業に対して、男性、女性に関わらず自身や配偶者の出産や妊娠を届け出た社員に育休を取る意思があるかを確認するよう義務づけられます。

2022年秋からは、子の誕生直後に父親が最大4週間の「男性育休」を取れる制度もつくられます。

●法改正で育休の取り方が変わる

●2022年4月から

妊娠・出産を届け出た労働者に、育休の取得を個別に働きかけるよう会社に義務づけ。働きかけは対象社員に直接する必要があり、ポスターなどでの周知だけでは認められません。

(会社が働きかけを怠ったら社名の公表も)

●政令で定める日(2022年10月頃の予定)

父親が生後8週までに、最大4週(2回に分割可)の「産休」を取れる制度を新設

●2023年4月から

社員数1千人超の会社は、男性の育休取得率の公表も義務づけられます。

会社は、男性が長期の育休を取ることも織り込んだ人事施策の組み立てを求められるようになります。法令通りの規程をしている場合には、育児・介護休業規程等の変更が必要になる改正です。



ご不明な点がございましたら当事務所にご相談下さい。

傷病手当金の支給期間の通算化、任意継続被保険者制度の見直しなどが行われます

2021年6月4日、参議院本会議で改正健康保険法が審議され成立しました。全世代対応型の社会保障制度を構築するのが目的で、改正の中で早いものは2022年1月1日から施行されます。主なものを以下、ご紹介します。

●傷病手当金の支給期間(支給開始日から最長1年6ヶ月)の通算化(2022/1/1施行)

傷病手当金(同一疾病)で、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

●任意継続被保険者制度の見直し(同施行)

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

●育児休業中の保険料の免除要件の見直し(2022/10/1施行)

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1ヶ月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

算定基礎届、賞与届の準備、提出

7月は算定基礎届、賞与届の提出月になります。業務が集中する時期ですが6月中に書類が送られていると思いますので、4月～6月の賃金、6月もしくは7月に支払う賞与データを整理・準備し、提出しましょう。

企業における営業秘密管理に関する実態調査

事務所ニュース6月号で紹介した企業における営業秘密管理に関する実態調査の続きです。企業の対策実施状況の 2.「不正持ち出し対策」 3.「不正しにくい環境づくり」の一部を紹介します。これらの対策をご参照してください。

2 不正持ち出し対策

USB メモリ、撮影機器等の持ち込み・持ち出し制限	47.6%
業務使用 PC 等での USB メモリ等への書き出し制御	34.5%
紙資料、IT 機器、記録媒体等の採番・台帳管理	26.4%
紙資料、IT 機器、記録媒体等の施錠保管	25.7%
USB メモリや DVD 等の複製制限	21.2%
業務使用 PC 等のワイヤー等での固定	17.5%
コンテンツフィルタによるオンラインストレージ等へのアクセス制限	14.7%
電子メールに添付できるファイルの制限	14.1%
従業員 ID カードでの印刷・複写制限	13.3%
営業秘密記載資料の提示後回収	12.4%
業務使用 PC 等のローカルドライブへの保存制限	11.3%
遠隔データ消去機能を有する PC や端末の利用	10.2%
電子メール送信の際に必ず上司等が CC に追加される設定	7.0%
特に何もしていない	25.4%

3.不正しにくい環境づくり

職場の整理整頓、不要文書廃棄	47.3%
情報システムのログの記録・保管と周知	44.8%
防犯カメラの設置と周知	37.6%
従業員への社員証や名札等の着用義務付け	32.0%

「関係者以外立入禁止」「撮影禁止」等の警告表示	21.1%
不自然なアクセス発生時の上司への警告・通知	20.3%
外部への電子メール送信時のチェック機能導入	17.6%
不自然なアクセス発生時の本人への警告・通知	15.3%
従業員による不正検知が容易な座席レイアウトの工夫	4.0%
特に何もしていない	16.6%

さらに調査の検証結果の一部を紹介すると

A 内部不正対策は進展したか

- 役員・従業員を対象とする秘密保持契約を締結する企業が増加
- 中途退職者による情報漏洩は 2020 年においても主たる要因
- クラウドサービス上のセキュリティ対策は設定ミスやサイバー攻撃対策が中心

B 中小企業の対策は進展したか

- 情報漏洩の発生頻度は中小規模企業より、大企業規模で高い傾向
- 連携先やサプライチェーン(製造から販売迄の流れ全体)を通じた情報漏洩は大幅に減少
- 漏洩する情報の種類は引き続き**顧客情報**が**最多**

C ウイズコロナ、ポストコロナで課題や対策は変化しているか

- 国内企業のうち 2 割程度がコロナ禍で情報管理のルール見直しを実施
- テレワークの導入を通じて企業におけるペーパーレス化が進展

皆様の会社でも、営業秘密管理実態調査の内容を確認し 1.「不正アクセス対策」(事務所ニュース6月号) 2.「不正持ち出し対策」 3.「不正しにくい環境づくり」などの項目に迅速に対応することをお勧めします。